

## パーキング・パーミット制度について

### 1 制度の内容

#### (1) 目的

障害のある方など歩行が困難な方に対して専用の駐車区画（障害者専用専用駐車区画）を利用できる利用証を交付することにより、利用対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図る。

#### (2) 利用対象者例（※詳細は別紙参照）

区分	申請必要書類	利用証有効期間
身体障害者	身体障害者手帳	無期限
知的障害者	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定医療費受給者証等	
要介護者	介護保険被保険者証	
妊産婦	母子健康手帳等	有期限 (単胎児は満2歳、 多胎児は満3歳に達する日まで)
その他けが人等	医師の診断書等	必要と認める期間 (原則1年以内)

#### (3) 制度の対象となる専用駐車区画（障害者専用専用駐車区画）

- ① 障害者専用専用駐車区画：  
バリアフリー法等に基づき設置している幅3.5m以上の区画
- ② プラスワン駐車区画：  
施設の出入り口近くなどに任意に設置していただく通常幅の区画

※本県では上記①・②を総称し「障害者専用専用駐車区画」と呼称している。  
 本県と既に制度を導入している44府県との間で、利用証の相互利用についての了解を得ることで、居住地以外の障害者専用専用駐車区画を相互に利用することを可能とします。

対象区画の例



### 2 申請手続き等について

#### (1) 利用証の申請等について

- ・郵送による申請  
申請書、確認書類の写し、返信用切手を同封し県事務局あて郵送
- ・電子による申請  
県の電子申請・届出システムより申請、返信用切手は別途県事務局あて郵送
- ・利用証の交付  
内容を確認後、県事務局より申請者あて送付
- ・利用証の使用方法  
利用証を外部から見えるように自動車のルームミラー等に掲示し、障害者専用専用駐車区画に駐車する。

#### (2) 障害者専用専用駐車区画の登録等について

- ・郵送又は電子により県事務局あて登録する。
- ・内容確認後、県事務局よりプラスワン駐車区画の標示用ステッカー（カラーコーンに貼り付けできるもの）を送付
- ・県ウェブサイトに対象駐車区画の台数等を掲載予定

#### (3) 県事務局の設置について

制度の問合せや利用証の申請、対象駐車区画の登録などを受け付ける県事務局（愛知県パーキング・パーミット制度事務局）を2026年3月2日に開設

### 3 制度導入スケジュール

2026年2月	制度案内のためのリーフレット・ポスター等を配布 (申請先となる事務局の住所、問合せ対応の電話・メールアドレス等記載)
3月	<b>県事務局設置による問合せ対応の開始</b>
4月	県民からの利用証申請の受付開始 事業者からの対象駐車区画登録申請の受付開始
5月	利用証発行開始
6月	<b>制度開始</b>